

第 1 号議案

防災業務計画等の変更及び内閣総理大臣への報告について

(案)

防災業務計画及び国民の保護に関する業務計画を以下のとおり変更し、各根拠法に基づき経済産業大臣を経由して内閣総理大臣へ報告することとする。

報告日：平成 28 年 4 月 13 日

変更計画名	主な変更内容	根拠法	報告先
防災業務計画 (別紙 1)	電力システム改革第 2 段階への対応、業務規程変更に伴う態勢発令基準の変更 等	災害対策基本法 第 39 条第 1 項、第 2 項	内閣総理大臣 (別紙 3)
国民の保護に関する 業務計画 (別紙 2)	電力システム改革第 2 段階への対応、業務規程変更に伴う参照条項変更 等	国民保護法第 36 条第 4 項、第 7 項	内閣総理大臣 (別紙 4)

以 上

【添付資料】

- 別紙 1：新旧対照表（防災業務計画）
- 別紙 2：新旧対照表（国民の保護に関する業務計画）
- 別紙 3：報告書（防災業務計画）
- 別紙 4：報告書（国民の保護に関する業務計画）

電力広域的運営推進機関 防災業務計画 新旧対照表

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）	備考欄
<p>平成27年4月1日施行 平成27年10月14日変更</p> <p>防災業務計画</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成27年 4月 1日施行 平成27年10月14日変更 <u>平成28年 4月1X日変更</u></p> <p>防災業務計画</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>報告予定日</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)	備考欄
<p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関 防災業務計画</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1編 総則 2</p> <p> 第1節 目的</p> <p> 第2節 基本方針</p> <p> 第3節 運用</p> <p> 第4節 定義</p> <p>第2編 一般防災業務計画 4</p> <p> 第1章 防災体制 4</p> <p> 第1節 防災体制</p> <p> 第2節 対応組織の運営</p> <p> 第2章 災害予防 6</p> <p> 第1節 防災教育</p> <p> 第2節 防災訓練</p> <p> 第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項</p> <p> 第4節 防災に関する設備等の確保・整備</p> <p> 第5節 電気事故の防止</p> <p> 第6節 資機材・人員等</p> <p> 第7節 連携復旧に備えた情報意見交換</p> <p> 第3章 災害応急対策及び災害復旧 14</p> <p> 第1節 災害発生時の対応</p> <p> 第2節 災害時における広報</p> <p> 第3節 要員の確保</p>	<p style="text-align: center;">電力広域的運営推進機関 防災業務計画</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1編 総則 2</p> <p> 第1節 目的</p> <p> 第2節 基本方針</p> <p> 第3節 運用</p> <p> 第4節 定義</p> <p>第2編 一般防災業務計画 4</p> <p> 第1章 防災体制 4</p> <p> 第1節 防災体制</p> <p> 第2節 対応組織の運営</p> <p> 第2章 災害予防 6</p> <p> 第1節 防災教育</p> <p> 第2節 防災訓練</p> <p> 第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項</p> <p> 第4節 防災に関する設備等の確保・整備</p> <p> 第5節 電気事故の防止</p> <p> 第6節 資機材・人員等</p> <p> 第7節 連携復旧に備えた情報意見交換</p> <p> 第3章 災害応急対策及び災害復旧 14</p> <p> 第1節 災害発生時の対応</p> <p> 第2節 災害時における広報</p> <p> 第3節 要員の確保</p>	

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）	備考欄										
<p style="text-align: center;">第 1 編 総則</p> <p>第 1 節 目的</p> <p>この防災業務計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号。以下同じ。）第 3 9 条及び電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程第 1 3 章「緊急災害対応」に基づき、電力設備に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るため、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。</p> <p>第 2 節 基本方針</p> <p>（1）防災体制の整備 （略）</p> <p>（2）災害予防 （略）</p> <p>（3）電力設備の被害や停電に関する情報の収集</p> <p>本機関及び会員は、大規模災害（業務規程第 9 4 条に定める大規模な天災地変その他これに準ずる事由をいい、主要な発電所又は広域連系系統の機能喪失に繋がる可能性があるとして本機関が認める大規模な災害をいう。以下同じ。）が発生した場合又は対応態勢の発令後、直ちに被災した供給区域の需給状況、電力設備の被害状況、停電の状況その他の必要な情報の収集を行う。</p> <p>（4）災害復旧 （略）</p> <p>第 3 節 運用 （略）</p> <p>第 4 節 定義 （略）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 編 総則</p> <p>第 1 節 目的</p> <p>この防災業務計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号。以下同じ。）第 3 9 条及び電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程第 1 5 章「緊急災害対応」に基づき、電力設備に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るため、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。</p> <p>第 2 節 基本方針</p> <p>（1）防災体制の整備 （略）</p> <p>（2）災害予防 （略）</p> <p>（3）電力設備の被害や停電に関する情報の収集</p> <p>本機関及び会員は、大規模災害（業務規程第 1 7 3 条に定める大規模な天災地変その他これに準ずる事由をいい、主要な発電所又は広域連系系統の機能喪失に繋がる可能性があるとして本機関が認める大規模な災害をいう。以下同じ。）が発生した場合又は対応態勢の発令後、直ちに被災した供給区域の需給状況、電力設備の被害状況、停電の状況その他の必要な情報の収集を行う。</p> <p>（4）災害復旧 （略）</p> <p>第 3 節 運用 （略）</p> <p>第 4 節 定義 （略）</p>	<p>業務規程変更に伴う参照条項変更</p> <p>業務規程変更に伴う参照条項変更</p>										
<p style="text-align: center;">第 2 編 一般防災業務計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 防災体制</p> <p>第 1 節 防災体制</p> <p>1. 対応態勢の区分</p> <p>大規模災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合の対応態勢は、次の区分による。</p> <table border="1" data-bbox="97 1774 1133 1934"> <thead> <tr> <th>災害の情勢</th> <th>対応態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大規模災害の発生が予想されるとき</td> <td rowspan="3">警戒態勢</td> </tr> <tr> <td>2. 震度 5 強の地震が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>3. 津波警報が発せられたとき</td> </tr> </tbody> </table>	災害の情勢	対応態勢	1. 大規模災害の発生が予想されるとき	警戒態勢	2. 震度 5 強の地震が発生したとき	3. 津波警報が発せられたとき	<p style="text-align: center;">第 2 編 一般防災業務計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 防災体制</p> <p>第 1 節 防災体制</p> <p>1. 対応態勢の区分</p> <p>大規模災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合の対応態勢は、次の区分による。</p> <table border="1" data-bbox="1350 1774 2386 1934"> <thead> <tr> <th>災害の情勢</th> <th>対応態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</td> <td>警戒態勢</td> </tr> </tbody> </table>	災害の情勢	対応態勢	次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	警戒態勢	<p>運用面の見直しによる変更 （業務規程 第 1 7 5 条 別表 1 5 - 1 も変更済）</p>
災害の情勢	対応態勢											
1. 大規模災害の発生が予想されるとき	警戒態勢											
2. 震度 5 強の地震が発生したとき												
3. 津波警報が発せられたとき												
災害の情勢	対応態勢											
次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	警戒態勢											

変 更 前 (変更点に下線)		変 更 後 (変更点に下線)		備考欄
<p>4. <u>その他必要なとき</u></p> <p>1. <u>大規模災害が発生したとき、又は発生することが確実なとき</u></p> <p>2. <u>震度6弱以上の地震が発生したとき</u></p> <p>3. <u>東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき</u></p> <p>4. <u>南海トラフ域を震源とする大規模地震が発生した場合</u></p> <p>5. <u>大津波警報が発せられたとき</u></p> <p>6. <u>その他必要なとき</u></p>	非常態勢	<p>1. <u>震度5強の地震が発生したとき</u></p> <p>2. <u>津波警報が発せられたとき</u></p> <p>3. <u>その他1.及び2.に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u></p> <p>次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p> <p>1. <u>震度6弱以上の地震が発生したとき</u></p> <p>2. <u>東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき</u></p> <p>3. <u>大津波警報が発せられたとき</u></p> <p>4. <u>その他1.から3.に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u></p>	非常態勢	
2. 対応組織 (略)		2. 対応組織 (略)		
第2節 対応組織の運営 (略)		第2節 対応組織の運営 (略)		
第2章 災害予防		第2章 災害予防		
第1節 防災教育 (略)		第1節 防災教育 (略)		
第2節 防災訓練 (略)		第2節 防災訓練 (略)		
第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項		第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項		
<p>会員は、電力設備の災害による被災を予防するため、法令等に定める基準を遵守するとともに、以下のとおり、個々の電力設備や所在地の特性に応じ、必要と認める措置を講じる。なお、<u>一般電気事業者たる会員</u>については、以下の内容に加え、災害対策基本法第2条第5号に定める指定公共機関として国に提出する各自の防災業務計画に基づく災害予防措置を講じる。</p>		<p>会員は、電力設備の災害による被災を予防するため、法令等に定める基準を遵守するとともに、以下のとおり、個々の電力設備や所在地の特性に応じ、必要と認める措置を講じる。なお、<u>指定公共機関たる会員</u>については、以下の内容に加え、災害対策基本法第2条第5号に定める指定公共機関として国に提出する各自の防災業務計画に基づく災害予防措置を講じる。</p>		実態に合わせた変更
1. 水害対策 (略)		1. 水害対策 (略)		
2. 風害対策 (略)		2. 風害対策 (略)		
3. 塩害対策 (略)		3. 塩害対策 (略)		
4. 高潮対策 (略)		4. 高潮対策 (略)		
5. 雪害対策 (略)		5. 雪害対策 (略)		

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）	備考欄
<p>6. 雷害対策（略）</p> <p>7. 地盤沈下対策（略）</p> <p>8. 火災、爆発、油流出等の対策（略）</p> <p>9. 土砂崩れ対策（略）</p> <p>10. 地震・津波対策（略）</p> <p>第4節 防災に関する設備等の確保・整備</p> <p>1. 本機関（略）</p> <p>2. 会員</p> <p>会員は、災害による自身の電力設備の被害や停電を速やかに復旧する等の防災対応を果たせるよう、以下の内容を踏まえ、設備等の確保を行う。</p> <p>（1）気象観測・予報設備</p> <p><u>一般電気事業者</u>たる会員は、ラジオやテレビ等の気象情報を補完するため、局地的気象の観測を行う。</p> <p>（2）通信連絡設備</p> <p>全ての会員は、本機関との通信連絡設備として、電話回線及び電子メールを確保する。 <u>一般電気事業者</u>たる会員は、電話回線及び電子メールのほか、衛星携帯電話及びテレビ会議システムを確保するなど、通信連絡手段の多様化に努める。</p> <p>（3）非常用電源の整備（略）</p> <p>（4）コンピュータシステムの整備（略）</p> <p>（5）水防・消防に関する設備等（略）</p> <p>（6）石油等の流出による災害を防止する設備等（略）</p> <p>（7）その他災害復旧用設備（略）</p> <p>第5節 電気事故の防止（略）</p> <p>第6節 資機材・人員等</p> <p>1. 資機材・人員等の確保と情報の提出</p>	<p>6. 雷害対策（略）</p> <p>7. 地盤沈下対策（略）</p> <p>8. 火災、爆発、油流出等の対策（略）</p> <p>9. 土砂崩れ対策（略）</p> <p>10. 地震・津波対策（略）</p> <p>第4節 防災に関する設備等の確保・整備</p> <p>1. 本機関（略）</p> <p>2. 会員</p> <p>会員は、災害による自身の電力設備の被害や停電を速やかに復旧する等の防災対応を果たせるよう、以下の内容を踏まえ、設備等の確保を行う。</p> <p>（1）気象観測・予報設備</p> <p><u>一般送配電事業者</u>たる会員は、ラジオやテレビ等の気象情報を補完するため、局地的気象の観測を行う。</p> <p>（2）通信連絡設備</p> <p>全ての会員は、本機関との通信連絡設備として、電話回線及び電子メールを確保する。 <u>一般送配電事業者</u>たる会員は、電話回線及び電子メールのほか、衛星携帯電話及びテレビ会議システムを確保するなど、通信連絡手段の多様化に努める。</p> <p>（3）非常用電源の整備（略）</p> <p>（4）コンピュータシステムの整備（略）</p> <p>（5）水防・消防に関する設備等（略）</p> <p>（6）石油等の流出による災害を防止する設備等（略）</p> <p>（7）その他災害復旧用設備（略）</p> <p>第5節 電気事故の防止（略）</p> <p>第6節 資機材・人員等</p> <p>1. 資機材・人員等の確保と情報の提出</p>	<p>第2段階に伴う読み替え</p> <p>第2段階に伴う読み替え</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)	備考欄
<p>会員は、災害による自身の電力設備の被害や停電を速やかに復旧出来るよう資機材、人員、食糧等の生活必需品の確保に努めるとともに、本機関に対し本項各号に定める情報を別紙2により毎年4月以降速やかに提出しなければならない。</p> <p>(1) 自ら維持し、運用する電気工作物の所在地及びその性能 (2) 電源車、携帯用発電機等の保有状況(燃料の保有状況を含む) (3) 災害対応のための資機材の保有状況 (4) 災害対応のための人員(協力会社等の人員を含む)の状況 (5) 非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況 (6) 対応態勢発令時の連絡先及び担当者 (7) 前各号の他、本機関が必要と認める事項</p> <p>2. 資機材・人員等の情報の更新 (略)</p> <p>3. 資機材の充実その他の対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>会員は、災害による自身の電力設備の被害や停電を速やかに復旧出来るよう資機材、人員、食糧等の生活必需品の確保に努めるとともに、本機関に対し本項各号に定める情報を別紙2により毎年1回提出しなければならない。</p> <p>(1) 自ら維持し、運用する電気工作物の所在地及びその性能 (2) 電源車、携帯用発電機等の保有状況(燃料の保有状況を含む) (3) 災害対応のための資機材の保有状況 (4) 災害対応のための人員(協力会社等の人員を含む)の状況 (5) 非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況 (6) <u>平常時及び</u>対応態勢発令時の連絡先及び担当者 (7) 前各号の他、本機関が必要と認める事項</p> <p>2. 資機材・人員等の情報の更新 (略)</p> <p>3. 資機材の充実その他の対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 本機関は上記1. で提出された情報に記載された平常時及び対応態勢発令時等の連絡先及び担当者について、必要に応じて関係会員に対し情報提供する。</u></p>	<p>運用面見直しに伴う変更</p> <p>会員意見を踏まえた追加</p> <p>会員意見を踏まえた追加</p>
<p>第7節 連携復旧に備えた情報意見交換</p> <p>1. 防災連絡会</p> <p>本機関は、円滑な連携復旧の実施のため、供給区域毎に以下のとおり防災連絡会を開催する。</p> <p>(1) 参加会員 (略)</p> <p>(2) 審議事項 (略)</p> <p>(3) <u>一般電気事業者たる会員の役割</u></p> <p><u>一般電気事業者たる会員は、自身の供給区域における防災連絡会開催について本機関を補佐するとともに、日頃からの参加会員との情報意見交換に努める。</u></p> <p>2. 広域防災連絡会</p> <p>本機関は、複数の供給区域にわたる電力設備に係る円滑な連携復旧の実施のため、以下のとおり広域防災連絡会を開催する。</p> <p>(1) 参加会員</p> <p>① <u>一般電気事業者たる会員</u></p>	<p>第7節 連携復旧に備えた情報意見交換</p> <p>1. 防災連絡会</p> <p>本機関は、円滑な連携復旧の実施のため、<u>一又は複数の</u>供給区域毎に以下のとおり防災連絡会を開催する。</p> <p>(1) 参加会員 (略)</p> <p>(2) 審議事項 (略)</p> <p>(3) <u>一般送配電事業者たる会員の役割</u></p> <p><u>一般送配電事業者たる会員は、自身の供給区域における防災連絡会開催について本機関を補佐するとともに、日頃からの参加会員との情報意見交換に努める。</u></p> <p>2. 広域防災連絡会</p> <p>本機関は、複数の供給区域にわたる電力設備に係る円滑な連携復旧の実施のため、以下のとおり広域防災連絡会を開催する。</p> <p>(1) 参加会員</p> <p>① <u>一般送配電事業者たる会員</u></p>	<p>運用面見直しに伴う追加</p> <p>第2段階に伴う読み替え 第2段階に伴う読み替え</p> <p>第2段階に伴う読み替え</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)	備考欄
<p>② 広域連系系統を保有する会員 (一般電気事業者たる会員は除く)</p> <p>③ その他本機関が必要と判断する会員</p> <p>(2) 審議事項 (略)</p> <p>(3) 参加会員の役割 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策及び災害復旧</p> <p>第1節 災害発生時の対応</p> <p>1. 災害応急対策及び災害復旧の基本的な考え方 (略)</p> <p>2. 災害発生時の情報収集等</p> <p>(1) 本機関による情報収集等</p> <p>本機関は、大規模災害の発生後又は対応態勢の発令後 (但し、警戒態勢を発令した場合においては、必要と認める場合に限る。以下同じ。)、直ちに被災した供給区域の<u>一般電気事業者</u>に対し、当該供給区域の需給状況を確認するとともに、電力設備の被害状況、停電の状況その他の必要な情報 (以下「被災情報」という。)を収集する。</p> <p>また、本機関は、必要に応じて、会員に対して、別紙3記載の情報 (発電所及び広域連系系統の被災状況等。以下「広域災害情報」という。)の提供を求め、その後も電力設備の復旧状況、停電の状況その他の必要な情報の提供を求める。</p> <p>本機関は、広域災害情報を取りまとめ、供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する事項と合わせ、経済産業大臣に報告する。</p> <p>(2) 会員による情報収集・周知等 (略)</p> <p>3. 本機関の災害対応</p> <p>(1) 需給ひっ迫により周波数維持が困難であると認められる場合 (略)</p> <p>(2) 需給ひっ迫のおそれが認められる場合 (略)</p> <p>(3) 電力設備の被災により供給支障が発生している場合 (略)</p> <p>(4) 会員が情報提供を拒絶し、本機関の指示又は要請に協力しない場合</p> <p>本機関は、会員が、正当な理由がないにもかかわらず、本機関に対する情報提供を拒絶し、本機関の指示又は要請に協力しない場合には、業務規程第<u>100</u>条に基づき、必要に応じて、当該会員に対し、指導又は勧告を行う。</p> <p>4. 会員の災害対応</p>	<p>② 広域連系系統を保有する会員 (一般送配電事業者たる会員は除く)</p> <p>③ その他本機関が必要と判断する会員</p> <p>(2) 審議事項 (略)</p> <p>(3) 参加会員の役割 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策及び災害復旧</p> <p>第1節 災害発生時の対応</p> <p>1. 災害応急対策及び災害復旧の基本的な考え方 (略)</p> <p>2. 災害発生時の情報収集等</p> <p>(1) 本機関による情報収集等</p> <p>本機関は、大規模災害の発生後又は対応態勢の発令後 (但し、警戒態勢を発令した場合においては、必要と認める場合に限る。以下同じ。)、直ちに被災した供給区域の<u>一般送配電事業者</u>に対し、当該供給区域の需給状況を確認するとともに、電力設備の被害状況、停電の状況その他の必要な情報 (以下「被災情報」という。)を収集する。</p> <p>また、本機関は、必要に応じて、会員に対して、別紙3記載の情報 (発電所及び広域連系系統の被災状況等。以下「広域災害情報」という。)の提供を求め、その後も電力設備の復旧状況、停電の状況その他の必要な情報の提供を求める。</p> <p>本機関は、広域災害情報を取りまとめ、供給区域ごとの総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する事項と合わせ、経済産業大臣に報告する。</p> <p>(2) 会員による情報収集・周知等 (略)</p> <p>3. 本機関の災害対応</p> <p>(1) 需給ひっ迫により周波数維持が困難であると認められる場合 (略)</p> <p>(2) 需給ひっ迫のおそれが認められる場合 (略)</p> <p>(3) 電力設備の被災により供給支障が発生している場合 (略)</p> <p>(4) 会員が情報提供を拒絶し、本機関の指示又は要請に協力しない場合</p> <p>本機関は、会員が、正当な理由がないにもかかわらず、本機関に対する情報提供を拒絶し、本機関の指示又は要請に協力しない場合には、業務規程第<u>179</u>条に基づき、必要に応じて、当該会員に対し、指導又は勧告を行う。</p> <p>4. 会員の災害対応</p>	<p>第2段階に伴う読み替え</p> <p>第2段階に伴う読み替え</p> <p>業務規程変更に伴う参照条項変更</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)	備考欄
<p>(1) <u>一般電気事業者たる会員の対応</u></p> <p><u>一般電気事業者</u>たる会員は、災害により被災した自己の電力設備の復旧に努めるほか、供給区域内の電力設備が被災している場合には、第2項により収集した情報に基づき、次の各号に定める必要な対応を行う。</p> <p>① 需給状況が悪化している場合の対応</p> <p><u>一般電気事業者</u>たる会員は、被災した供給区域に需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが発生した場合には、直ちに本機関に当該供給区域の電気の需給状況を報告するものとする。その際、需給状況の改善のため、他の会員からの応援が必要と認める場合には、その旨を併せて報告するものとする。</p> <p>② 供給区域内において電力設備が被災し、供給支障が発生している場合</p> <p><u>一般電気事業者</u>たる会員は、供給区域内において、電力設備が被災したことを原因として、電気事業法及び電気関係報告規則に基づき経済産業大臣への報告が義務付けられている規模以上の供給支障が発生している場合には、供給支障の復旧業務に支障がない範囲において、当該電力設備の保有者である会員（自社の送配電部門、発電部門及び小売部門を含む。）を確認するよう努め、確認結果を本機関に報告する。また、当該会員に対し、電力設備の復旧に要する時間の見込みについて確認の上、電力設備の復旧に3日以上を要することが見込まれる場合には、その旨及びその理由を併せて報告するものとする。</p> <p>さらに、<u>一般電気事業者</u>たる会員の流通設備と他の会員の電力設備の双方が被災したことを原因として、供給支障が発生している場合、<u>一般電気事業者</u>たる会員は、その供給区域において当該電力設備を保有する会員と適切に協調し、速やかな復旧を実現するため、次号①のとおり、当該会員から電力設備の復旧スケジュール等を記載した計画（以下「復旧計画」という。）の案の提出を受け、当該会員と調整の上、これを自己の復旧計画の案とともに取りまとめ、復旧計画の成案とし、本機関に報告するものとする（但し、復旧計画を策定しなくとも早期に復旧が実現できる場合は除く。）。本機関は、復旧計画の内容について、関係事業者に対し、意見することができるものとする。</p> <p><u>一般電気事業者</u>たる会員は、復旧計画にしたがい、会員と密接に連携の上、設備の復旧を進めるものとする。</p> <p>③ <u>一般電気事業者</u>たる会員の義務</p> <p><u>一般電気事業者</u>たる会員は、本機関より指示又は要請があったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかにこれに応ずるものとする。</p> <p>(2) <u>一般電気事業者たる会員を除く会員の対応</u></p> <p>会員（<u>一般電気事業者</u>たる会員を除く。以下本号で同じ。）は、災害により被災した自己の電力設備の復旧に努めるほか、第2項により収集した情報に基づき、次の各号に定める必要な対応を行う。</p> <p>①電力設備が被災し、供給支障が発生している場合</p> <p>会員は、保有する電力設備が被災したことを原因として、供給支障が発生している場合には、速やかに、被災した電力設備について、当該設備の設置場所を供給区域とする<u>一般電気</u></p>	<p>(1) <u>一般送配電事業者たる会員の対応</u></p> <p><u>一般送配電事業者</u>たる会員は、災害により被災した自己の電力設備の復旧に努めるほか、供給区域内の電力設備が被災している場合には、第2項により収集した情報に基づき、次の各号に定める必要な対応を行う。</p> <p>① 需給状況が悪化している場合の対応</p> <p><u>一般送配電事業者</u>たる会員は、被災した供給区域に需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが発生した場合には、直ちに本機関に当該供給区域の電気の需給状況を報告するものとする。その際、需給状況の改善のため、他の会員からの応援が必要と認める場合には、その旨を併せて報告するものとする。</p> <p>② 供給区域内において電力設備が被災し、供給支障が発生している場合</p> <p><u>一般送配電事業者</u>たる会員は、供給区域内において、電力設備が被災したことを原因として、電気事業法及び電気関係報告規則に基づき経済産業大臣への報告が義務付けられている規模以上の供給支障が発生している場合には、供給支障の復旧業務に支障がない範囲において、当該電力設備の保有者である会員（自社の送配電部門、発電部門及び小売部門を含む。）を確認するよう努め、確認結果を本機関に報告する。また、当該会員に対し、電力設備の復旧に要する時間の見込みについて確認の上、電力設備の復旧に3日以上を要することが見込まれる場合には、その旨及びその理由を併せて報告するものとする。</p> <p>さらに、<u>一般送配電事業者</u>たる会員の流通設備と他の会員の電力設備の双方が被災したことを原因として、供給支障が発生している場合、<u>一般送配電事業者</u>たる会員は、その供給区域において当該電力設備を保有する会員と適切に協調し、速やかな復旧を実現するため、次号①のとおり、当該会員から電力設備の復旧スケジュール等を記載した計画（以下「復旧計画」という。）の案の提出を受け、当該会員と調整の上、これを自己の復旧計画の案とともに取りまとめ、復旧計画の成案とし、本機関に報告するものとする（但し、復旧計画を策定しなくとも早期に復旧が実現できる場合は除く。）。本機関は、復旧計画の内容について、関係事業者に対し、意見することができるものとする。</p> <p><u>一般送配電事業者</u>たる会員は、復旧計画にしたがい、会員と密接に連携の上、設備の復旧を進めるものとする。</p> <p>③ <u>一般送配電事業者</u>たる会員の義務</p> <p><u>一般送配電事業者</u>たる会員は、本機関より指示又は要請があったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかにこれに応ずるものとする。</p> <p>(2) <u>一般送配電事業者たる会員を除く会員の対応</u></p> <p>会員（<u>一般送配電事業者</u>たる会員を除く。以下本号で同じ。）は、災害により被災した自己の電力設備の復旧に努めるほか、第2項により収集した情報に基づき、次の各号に定める必要な対応を行う。</p> <p>①電力設備が被災し、供給支障が発生している場合</p> <p>会員は、保有する電力設備が被災したことを原因として、供給支障が発生している場合には、速やかに、被災した電力設備について、当該設備の設置場所を供給区域とする<u>一般送配</u></p>	<p>第2段階に伴う読み替え 第2段階に伴う読み替え</p> <p>第2段階に伴う読み替え</p> <p>第2段階に伴う読み替え</p> <p>第2段階に伴う読み替え 第2段階に伴う読み替え</p> <p>第2段階に伴う読み替え</p> <p>第2段階に伴う読み替え</p> <p>第2段階に伴う読み替え</p> <p>第2段階に伴う読み替え</p> <p>第2段階に伴う読み替え</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)	備考欄
<p>事業者たる会員に報告するものとする。特に、電力設備の復旧に3日以上を要することが見込まれる場合には、その旨及びその理由を併せて報告するものとする。また、これらの情報を、供給先に対し、適切に周知するものとする。</p> <p>さらに、<u>一般電気事業者</u>たる会員の流通設備と会員の電力設備の双方が被災していることを原因として供給支障が発生している場合、会員は、復旧計画の案を策定し、<u>一般電気事業者</u>たる会員に提出し、<u>一般電気事業者</u>たる会員の調整及び取りまとめに協力する。この際、会員は、可及的速やかな設備の復旧を実現するため、<u>一般電気事業者</u>たる会員の意見を尊重するものとする。</p> <p>会員は、復旧計画にしたがい、<u>一般電気事業者</u>たる会員と密接に連携の上、設備の復旧を進めるものとする。</p> <p>②<u>一般電気事業者</u>たる会員を除く会員の義務</p> <p>会員は、本機関より指示又は要請があったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかにこれに応ずるものとする。また、<u>一般電気事業者</u>たる会員から協力要請があった場合には、積極的に協力するよう努める。</p> <p>5. 本機関の指示等又は連携復旧の要請に関する費用の精算</p> <p>本機関が本機関の指示等又は連携復旧の要請を行った場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、業務規程第<u>5 9</u>条を適用又は準用する。</p> <p>第2節 災害時における広報 (略)</p> <p>第3節 要員の確保 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>電事業者</u>たる会員に報告するものとする。特に、電力設備の復旧に3日以上を要することが見込まれる場合には、その旨及びその理由を併せて報告するものとする。また、これらの情報を、供給先に対し、適切に周知するものとする。</p> <p>さらに、<u>一般送配電事業者</u>たる会員の流通設備と会員の電力設備の双方が被災していることを原因として供給支障が発生している場合、会員は、復旧計画の案を策定し、<u>一般送配電事業者</u>たる会員に提出し、<u>一般送配電事業者</u>たる会員の調整及び取りまとめに協力する。この際、会員は、可及的速やかに設備の復旧を実現するため、<u>一般送配電事業者</u>たる会員の意見を尊重するものとする。</p> <p>会員は、復旧計画にしたがい、<u>一般送配電事業者</u>たる会員と密接に連携の上、設備の復旧を進めるものとする。</p> <p>②<u>一般送配電事業者</u>たる会員を除く会員の義務</p> <p>会員は、本機関より指示又は要請があったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかにこれに応ずるものとする。また、<u>一般送配電事業者</u>たる会員から協力要請があった場合には、積極的に協力するよう努める。</p> <p>5. 本機関の指示等又は連携復旧の要請に関する費用の精算</p> <p>本機関が本機関の指示等又は連携復旧の要請を行った場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、業務規程第<u>1 2 3</u>条を適用又は準用する。</p> <p>第2節 災害時における広報 (略)</p> <p>第3節 要員の確保 (略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第2段階に伴う読み替え 第2段階に伴う読み替え 第2段階に伴う読み替え 字句修正 第2段階に伴う読み替え 第2段階に伴う読み替え</p> <p>第2段階に伴う読み替え</p> <p>第2段階に伴う読み替え</p> <p>業務規程変更に伴う参照条項変更</p>

変更前（変更点に下線）

別紙 1

対応組織の構成

役職	本機関の担当者／部門		役割	
	警戒態勢	非常態勢	警戒態勢	非常態勢
本部長	総務部 管掌理事	理事長	①対応態勢の発令 ②対応組織の設置・解散 ③災害等対応に係る意思決定	
副本部長	総務部長	各理事	①本部長の補佐	
総務班	総務部 (班長：総務部長)		①対応組織の統括 ②会員からの情報の集約 ③官公庁等対応 ④報道機関対応 ⑤役職員の安否確認	
支援班	企画部 (班長：企画部長)		設置しない	①会員からの情報の集約（総務班支援） ②宿泊施設、寝具等の確保 ③食糧、医薬品等の確保
復旧班	計画部 (班長：計画部長)		設置しない	①連携復旧に係る検討・促進・指示 ②上記に係る会員との連絡
需給班	運用部 (班長：運用部長)		当直員が当直業務として対応	①需給の悪化・逼迫の改善に係る指示 ②上記に係る会員、官公庁との連絡
				①被災状況の把握・供給先周知・本機関報告 ②被災設備及び停電の復旧 ③需給改善に係る本機関からの指示への対応 ④連携復旧への協力

変更後（変更点に下線）

別紙 1 一①

対応組織の構成（警戒態勢）

役職	本機関の担当者／部門	役割
本部長	総務部 管掌理事	①対応態勢の発令 ②対応組織の設置・解散 ③災害等対応に係る意思決定
副本部長	総務部長	①本部長の補佐
総務班	総務部 (班長：総務部長)	①対応組織の統括 ②会員からの被災状況の集約 ③官公庁等対応 ④報道機関対応 ⑤役職員の安否確認
会員		①被災状況の把握・供給先周知・本機関報告 ②被災設備及び停電の復旧 ③需給改善に係る本機関からの指示への対応 ④連携復旧への協力

備考欄

構成変更(警戒態勢・非常態勢で区分)

実態に合わせた変更

字句追加

変更前（変更点に下線）

変更後（変更点に下線）

備考欄

別紙1-②

構成変更(警戒態勢・非常態勢で区分)

対応組織の構成（非常態勢）

役職	本機関の担当者／部門	役割
本部長	理事長	①対応態勢の発令 ②対応組織の設置・解散 ③災害等対応に係る意思決定
副本部長	各理事	①本部長の補佐
総務班	総務部 (班長：総務部長)	①対応組織の統括 ②官公庁等対応 ③報道機関対応 ④役職員の安否確認及び本機関の被災状況確認 ⑤他の班に属さない事項
支援班	企画部 (班長：企画部長)	①宿泊施設、寝具等の確保 ②食糧、医薬品等の確保
復旧班	計画部 (班長：計画部長)	①会員からの被災状況の集約 ②連携復旧に係る検討・促進・指示 ③上記に係る会員との連絡
需給班	運用部 (班長：運用部長)	①需給の悪化・逼迫の改善に係る指示 ②上記に係る会員、官公庁との連絡
会員		①被災状況の把握・供給先周知・本機関報告 ②被災設備及び停電の復旧 ③需給改善に係る本機関からの指示への対応 ④連携復旧への協力

実態に合わせた変更
実態に合わせた追加

実態に合わせた追加

字句追加

変更前（変更点の下線）

別紙2

緊急災害対応に関する定期報告

報告日：平成 年 月 日

会員名： _____

1. 対応態勢発令時の連絡先及び担当者

所属・役職名	氏名	電子メールアドレス (*)	電話番号 (携帯)	電話番号 (固定)	F A X 番号

*携帯メールなど常時連絡がつくアドレスを記載してください

(3. 発電事業者に移設)

変更後（変更点の下線）

別紙2

緊急災害対応に関する定期報告

報告日：平成 年 月 日

会員名： _____

1. 全事業者共通項目

(1) 平常時の連絡先及び担当者

所属・役職名	氏名	電子メールアドレス (*)	電話番号 (携帯)	電話番号 (固定)	F A X 番号

(2) 対応態勢発令時の連絡先及び担当者

所属・役職名	氏名	電子メールアドレス (*)	電話番号 (携帯)	電話番号 (固定)	F A X 番号

*携帯メールなど常時連絡がつくアドレスを記載してください

(3) 電源車、携帯用発電機等の保有状況(燃料の保有状況を含む)

※適宜行を追加して記載ください

① 電源車

所在地	保有 台数	高圧 低圧	発電 装置	定格電圧 (V)	定格出力 (kVA)	燃料容量 (kL)	連続運転 可能時間	オイルフィルター 交換期間

② 携帯用発電機

所在地	保有 台数

(4) 災害復旧のための資機材の保有状況（様式任意）

(別添のとおり)

備考欄

構成変更(事業者毎に区分)

会員意見を踏まえた変更

変更前（変更点に下線）

変更後（変更点に下線）

備考欄

2. 自ら維持し、及び運用する電気工作物の所在地及びその性能 ※適宜行を追加して記載ください

(1) 火力発電所

発電所名	所在地 (番地まで)	最大出力 (kW)	ユニット No.	ボイラ (メーカー)	タービン (メーカー・ 出力 kW)	発電機 (メーカー・ 容量 kVA)	発電 種別	使用 燃料

(2) 水力発電所

発電所名	所在地 (番地まで)	最大出力 (kW)	水系	発電機 (メーカー・容量 kVA)	発電方式

(3) 原子力発電所

発電所名	所在地 (番地まで)	最大出力 (kW)	ユニット No.	原子炉 (メーカー)	タービン (メーカー・ 出力 kW)	発電機 (メーカー・ 容量 kVA)	発電 種別	使用 燃料

(5) 災害対応のための人員数

① 社員 _____人

② 協力会社等 _____人

※把握可能な範囲で記載してください

2. 小売電気事業者

非常時に活用することができる需給調整契約等（計画調整契約を除く。）の締結の状況（kW）（様式任意）

（別添のとおり）

※可能な限り、契約種別毎の記載をお願いします。

3. 発電事業者

自ら維持し、及び運用する電気工作物の所在地及びその性能

※適宜行を追加して記載ください

(1) 火力発電所

発電所名	所在地 (番地まで)	最大出力 (kW)	ユニット No.	ボイラ (メーカー)	タービン (メーカー・ 出力 kW)	発電機 (メーカー・ 容量 kVA)	発電 種別	使用 燃料

(2) 水力発電所

発電所名	所在地 (番地まで)	最大出力 (kW)	水系	発電機 (メーカー・容量 kVA)	発電方式

(3) 原子力発電所

発電所名	所在地 (番地まで)	最大出力 (kW)	ユニット No.	原子炉 (メーカー)	タービン (メーカー・ 出力 kW)	発電機 (メーカー・ 容量 kVA)	発電 種別	使用 燃料

構成変更(事業者毎に区分)

構成変更(事業者毎に区分)

変更前（変更点に下線）

(4) 送電線（上位2電圧のみ（最上位電圧が250kV未満の場合は、最上位電圧のみ））

線路名	区間		電圧(V)	電線路 亘長(km)	回線数	支持物数 (基)
	自	至				

(5) 変電所（上位2電圧のみ（最上位電圧が250kV未満の場合は、最上位電圧のみ））

変電所名	所在地 (番地まで)	出力 (kVA)	変圧器 (kVA×個数)	最高電圧 (kV)

3. 電源車、携帯用発電機等の保有状況(燃料の保有状況を含む) ※適宜行を追加して記載ください

(1) 電源車

所在地	保有 台数	高圧 低圧	発電 装置	定格電圧 (V)	定格出力 (kVA)	燃料容量 (kL)	連続運転 可能時間	オイルフィルター 交換期間

(2) 携帯用発電機

所在地	保有 台数

4. 災害復旧のための資機材の保有状況（様式任意）

(別添のとおり)

5. 災害対応のための人員数

(1) 社員 _____人

(2) 協力会社等 _____人

※把握可能な範囲で記載してください

6. 非常時に活用することができる需給調整契約等（計画調整契約を除く。）の締結の状況（kW）

(様式任意)

(別添のとおり)

※可能な限り、契約種別毎の記載をお願いします。

変更後（変更点に下線）

4. 一般送配電事業者・特定送配電事業者・送電事業者

自ら維持し、及び運用する電気工作物の所在地及びその性能 ※適宜行を追加して記載ください

(1) 送電線（上位2電圧のみ（最上位電圧が250kV未満の場合は、最上位電圧のみ））

線路名	区間		電圧(V)	電線路 亘長(km)	回線数	支持物数 (基)
	自	至				

(2) 変電所（上位2電圧のみ（最上位電圧が250kV未満の場合は、最上位電圧のみ））

変電所名	所在地 (番地まで)	出力 (kVA)	変圧器 (kVA×個数)	最高電圧 (kV)

(1. 全事業者共通項目に移設)

備考欄

構成変更(事業者毎に区分)

変更前（変更点に下線）

別紙3（略）

変更後（変更点に下線）

別紙3（略）

備考欄

電力広域的運営推進機関 国民の保護に関する業務計画 新旧対照表

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）	備考欄
<p>平成27年4月1日施行 平成27年10月14日変更</p> <p>国民の保護に関する業務計画</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成27年 4月 1日施行 平成27年10月14日変更 <u>平成28年 4月1X日変更</u></p> <p>国民の保護に関する業務計画</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>報告予定日</p>

電力広域的運営推進機関 国民の保護に関する業務計画

目次

第1章 総則	2
第1節 国民保護業務計画の目的	
第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針	
第3節 国が想定する武力攻撃事態等における影響	
第4節 国民保護業務計画の運用	
第5節 定義	
第6節 国民保護業務計画が対象とする事態	
第2章 平素からの備え	5
第1節 武力攻撃事態等の対処体制	
第2節 本部の運営	
第3節 関係機関との調整	
第4節 国民保護措置に関する教育・訓練	
第5節 情報の収集・連絡	
第6節 調査及び研究	
第7節 全般的な事前措置	
第3章 武力攻撃事態等への対処	8
第1節 通報・連絡	
第2節 武力攻撃災害時における情報の収集・連絡	
第3節 広報および情報提供	
第4節 要員の確保	
第5節 電気事業の広域的運営	
第6節 国等への応援要請	
第7節 武力攻撃事態における電力確保措置の実施	
第4章 緊急対処保護措置の実施	11
第1節 緊急対処保護措置の実施	

電力広域的運営推進機関 国民の保護に関する業務計画

目次

第1章 総則	2
第1節 国民保護業務計画の目的	
第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針	
第3節 国が想定する武力攻撃事態等における影響	
第4節 国民保護業務計画の運用	
第5節 定義	
第6節 国民保護業務計画が対象とする事態	
第2章 平素からの備え	5
第1節 武力攻撃事態等の対処体制	
第2節 本部の運営	
第3節 関係機関との調整	
第4節 国民保護措置に関する教育・訓練	
第5節 情報の収集・連絡	
第6節 調査及び研究	
第7節 全般的な事前措置	
第3章 武力攻撃事態等への対処	8
第1節 通報・連絡	
第2節 武力攻撃災害時における情報の収集・連絡	
第3節 広報および情報提供	
第4節 要員の確保	
第5節 電気事業の広域的運営	
第6節 国等への応援要請	
第7節 武力攻撃事態における電力確保措置の実施	
第4章 緊急対処保護措置の実施	12
第1節 緊急対処保護措置の実施	

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)	備考欄
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 国民保護業務計画の目的 (略)</p> <p>第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針 (略)</p> <p>第3節 国が想定する武力攻撃事態等における影響 (略)</p> <p>第4節 国民保護業務計画の運用 (略)</p> <p>第5節 定義 (略)</p> <p>第6節 国民保護業務計画が対象とする事態 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 国民保護業務計画の目的 (略)</p> <p>第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針 (略)</p> <p>第3節 国が想定する武力攻撃事態等における影響 (略)</p> <p>第4節 国民保護業務計画の運用 (略)</p> <p>第5節 定義 (略)</p> <p>第6節 国民保護業務計画が対象とする事態 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第2章 平素からの備え</p> <p>第1節 武力攻撃事態等の対処体制 (略)</p> <p>第2節 本部の運営 (略)</p> <p>第3節 関係機関との協調 (略)</p> <p>(1) 総合調整への協力 (略)</p> <p>(2) 地方公共団体等その他関係機関との協調。 (略)</p> <p>(3) <u>他電力会社</u>等との協調 本機関は、会員等と協調し、電力、要員、資機材等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備する。</p> <p>第4節 国民保護措置に関する教育・訓練 (略)</p> <p>第5節 情報の収集・連絡 (略)</p> <p>第6節 調査及び研究 (略)</p> <p>第7節 全般的な事前措置 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 平素からの備え</p> <p>第1節 武力攻撃事態等の対処体制 (略)</p> <p>第2節 本部の運営 (略)</p> <p>第3節 関係機関との協調 (略)</p> <p>(1) 総合調整への協力 (略)</p> <p>(2) 地方公共団体等その他関係機関との協調 (略)</p> <p>(3) <u>会員</u>等との協調 本機関は、会員等と協調し、電力、要員、資機材等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備する。</p> <p>第4節 国民保護措置に関する教育・訓練 (略)</p> <p>第5節 情報の収集・連絡 (略)</p> <p>第6節 調査及び研究 (略)</p> <p>第7節 全般的な事前措置 (略)</p>	<p>実態に合わせた変更</p>
<p style="text-align: center;">第3章 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1節 通報・連絡 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1節 通報・連絡 (略)</p>	

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)	備考欄
<p>第2節 武力攻撃災害時における情報の収集・連絡 (略)</p> <p>第3節 広報および情報提供 (略)</p> <p>第4節 要員の確保 (略)</p> <p>第5節 電気事業の広域的運営</p> <p>1 本機関の対応 本機関は、第2節により収集した情報又は被災した会員からの要請に基づき、次の各号に定める必要な対応を行う。 (1) 需給ひっ迫により周波数維持が困難であると認められる場合 (略) (2) 需給ひっ迫のおそれが認められる場合 (略) (3) 電力設備の被災により供給支障が発生している場合 (略) (4) 会員が情報提供を拒絶し、本機関の指示又は要請に協力しない場合 本機関は、会員が、正当な理由がないにもかかわらず、本機関に対する情報提供を拒絶し、本機関の指示又は要請に協力しない場合には、業務規程第100条に基づき、必要に応じて、当該会員に対し、指導又は勧告を行う。 (新設)</p> <p>2. 会員の対応 (1) <u>一般電気事業者たる会員の対応</u> <u>一般電気事業者</u>たる会員は、武力攻撃災害等に伴い、被災した供給区域に需給ひっ迫のおそれがある場合には、直ちに本機関に電気の需給の状況を報告するものとする。その際、需給状況の改善のため、他の会員からの応援が必要と認める場合には、その旨を併せて報告するものとする。武力攻撃災害等により、その供給区域内において、電力設備が被災したことを原因として、電気事業法及び電気関係報告規則に基づき経済産業大臣への報告が義務付けられている規模以上の供給支障が発生している場合には、供給支障の復旧業務に支障がない範囲において、当該電力設備の保有者である会員（自社の送配電部門、発電部門及び小売部門を含む。以下、本項（1）において同じ。）を確認するよう努め、確認結果を本機関に報告する。また、当該会員に対し、電力設備の復旧に要する時間の見込みについて確認の上、電力設備の復旧に3日以上を要することが見込まれる場合には、その旨及びその理由を併せて報告するものとする。 さらに、<u>一般電気事業者</u>たる会員の流通設備と他の会員の電力設備の双方が被災したことを原因として、供給支障が発生している場合、<u>一般送配電事業者</u>たる会員は、その供給区域において当該電力設備を保有する会員と適切に協調し、速やかな復旧を実現するため、(2)のとおり、当該会員から電力設備の復旧スケジュール等を記載した計画（以下「復旧計画」という。）の案の提出を受け、当該会員と調整の上、これを自己の復旧計画の案とともに取りまとめ、復旧計画の成案とし、本機関に報告するものとする（但し、復旧計画を策定しなくとも早期に復旧が実現できる場合は除く。）。本機関は、復旧計画の内容について、関係事業者に対し、意見することができるものとする。</p> <p>(2) <u>一般電気事業者を除く会員の対応</u> 会員は、武力攻撃災害等により、保有する電力設備が被災したことを原因として、供給支障が発生している場合には、速やかに、被災した電力設備について、当該設備の設置場所を供給区域とする<u>一般電気事業者</u>たる会員に報告するものとする。特に、電力設備の復旧に3日以上を要することが見込まれる場合には、その旨及びその理由を併せて報告するものとする。また、これらの情報を、供給先に対し、適切に周知するものとする。 さらに、<u>一般電気事業者</u>たる会員の流通設備と会員の電力設備の双方が被災していることを原因として供給支障が発生している場合、会員は、復旧計画の案を策定し、<u>一般電気事業者</u>たる会員に提出し、一般</p>	<p>第2節 武力攻撃災害時における情報の収集・連絡 (略)</p> <p>第3節 広報および情報提供 (略)</p> <p>第4節 要員の確保 (略)</p> <p>第5節 電気事業の広域的運営</p> <p>1 本機関の対応 本機関は、第2節により収集した情報又は被災した会員からの要請に基づき、次の各号に定める必要な対応を行う。 (1) 需給ひっ迫により周波数維持が困難であると認められる場合 (略) (2) 需給ひっ迫のおそれが認められる場合 (略) (3) 電力設備の被災により供給支障が発生している場合 (略) (4) 会員が情報提供を拒絶し、本機関の指示又は要請に協力しない場合 本機関は、会員が、正当な理由がないにもかかわらず、本機関に対する情報提供を拒絶し、本機関の指示又は要請に協力しない場合には、業務規程第179条に基づき、必要に応じて、当該会員に対し、指導又は勧告を行う。 <u>(5) 本機関の事務所の機能の一部又は全部が失われたときの対応</u> <u>本機関が武力攻撃事態等により事務所の機能の一部又は全部が失われて執務困難となったときは、別に定める事業継続計画に基づき、代替拠点において上記（1）～（3）その他の重要な業務を実施する。</u></p> <p>2. 会員の対応 (1) <u>一般送配電事業者たる会員の対応</u> <u>一般送配電事業者</u>たる会員は、武力攻撃災害等に伴い、被災した供給区域に需給ひっ迫のおそれがある場合には、直ちに本機関に電気の需給の状況を報告するものとする。その際、需給状況の改善のため、他の会員からの応援が必要と認める場合には、その旨を併せて報告するものとする。武力攻撃災害等により、その供給区域内において、電力設備が被災したことを原因として、電気事業法及び電気関係報告規則に基づき経済産業大臣への報告が義務付けられている規模以上の供給支障が発生している場合には、供給支障の復旧業務に支障がない範囲において、当該電力設備の保有者である会員（自社の送配電部門、発電部門及び小売部門を含む。以下、本項（1）において同じ。）を確認するよう努め、確認結果を本機関に報告する。また、当該会員に対し、電力設備の復旧に要する時間の見込みについて確認の上、電力設備の復旧に3日以上を要することが見込まれる場合には、その旨及びその理由を併せて報告するものとする。 さらに、<u>一般送配電事業者</u>たる会員の流通設備と他の会員の電力設備の双方が被災したことを原因として、供給支障が発生している場合、<u>一般送配電事業者</u>たる会員は、その供給区域において当該電力設備を保有する会員と適切に協調し、速やかな復旧を実現するため、(2)のとおり、当該会員から電力設備の復旧スケジュール等を記載した計画（以下「復旧計画」という。）の案の提出を受け、当該会員と調整の上、これを自己の復旧計画の案とともに取りまとめ、復旧計画の成案とし、本機関に報告するものとする（但し、復旧計画を策定しなくとも早期に復旧が実現できる場合は除く。）。本機関は、復旧計画の内容について、関係事業者に対し、意見することができるものとする。</p> <p>(2) <u>一般送配電事業者を除く会員の対応</u> 会員は、武力攻撃災害等により、保有する電力設備が被災したことを原因として、供給支障が発生している場合には、速やかに、被災した電力設備について、当該設備の設置場所を供給区域とする<u>一般送配電事業者</u>たる会員に報告するものとする。特に、電力設備の復旧に3日以上を要することが見込まれる場合には、その旨及びその理由を併せて報告するものとする。また、これらの情報を、供給先に対し、適切に周知するものとする。 さらに、<u>一般送配電事業者</u>たる会員の流通設備と会員の電力設備の双方が被災していることを原因として供給支障が発生している場合、会員は、復旧計画の案を策定し、<u>一般送配電事業者</u>たる会員に提出し、</p>	<p>業務規程の変更に伴う参照条項変更</p> <p>B C P との関連付けを明確化</p> <p>第2段階に伴う読み替え 第2段階に伴う読み替え</p> <p>第2段階に伴う読み替え 第2段階に伴う読み替え</p> <p>第2段階に伴う読み替え 第2段階に伴う読み替え</p> <p>第2段階に伴う読み替え 第2段階に伴う読み替え</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)	備考欄
<p>電気事業者たる会員の調整及び取りまとめに協力する。この際、会員は、可及的速やかな設備の復旧を実現するため、<u>一般電気事業者</u>たる会員の意見を尊重するものとする。</p> <p>会員は、復旧計画にしたがい、<u>一般電気事業者</u>たる会員と密接に連携の上、設備の復旧を進めるものとする。</p> <p>3. 本機関の指示等又は連携復旧の要請に関する費用の精算 本機関が本機関の指示等又は連携復旧の要請を行った場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、業務規程第5.9条を適用又は準用する。</p> <p>第6節 国等への応援要請 (略)</p> <p>第7節 武力攻撃原子力災害への対応措置</p> <p>原子炉の運転を停止したときは、当該原子力事業者以外の<u>一般電気事業者</u>の状況も含め、電気の需給状況を把握した上で、状況に応じ、指定公共機関である電気事業者に対し、電気事業法の規定に基づき、指示を発出する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 緊急対処保護措置の実施</p> <p>第1節 緊急対処保護措置の実施 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (略)</p> <p>別表3 (略)</p> <p>別表4 (略)</p>	<p>一般電気事業者たる会員の調整及び取りまとめに協力する。この際、会員は、可及的速やかに設備の復旧を実現するため、<u>一般送配電事業者</u>たる会員の意見を尊重するものとする。</p> <p>会員は、復旧計画にしたがい、<u>一般送配電事業者</u>たる会員と密接に連携の上、設備の復旧を進めるものとする。</p> <p>3. 本機関の指示等又は連携復旧の要請に関する費用の精算 本機関が本機関の指示等又は連携復旧の要請を行った場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、業務規程第1.2.3条を適用又は準用する。</p> <p>第6節 国等への応援要請 (略)</p> <p>第7節 武力攻撃原子力災害への対応措置</p> <p>原子炉の運転を停止したときは、当該原子力事業者以外の<u>一般送配電事業者</u>の状況も含め、電気の需給状況を把握した上で、状況に応じ、指定公共機関である電気事業者に対し、電気事業法の規定に基づき、指示を発出する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 緊急対処保護措置の実施</p> <p>第1節 緊急対処保護措置の実施 (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (略)</p> <p>別表3 (略)</p> <p>別表4 (略)</p>	<p>第2段階に伴う読み替え 字句修正 第2段階に伴う読み替え</p> <p>業務規程の変更に伴う参照条項</p> <p>第2段階に伴う読み替え</p>